

【第 1 問】

(1) 2

高額療養費制度は、同一月（1日から月末まで）にかかった医療費の自己負担が一定額（自己負担限度額）を超えた場合に超過分が払い戻される制度である。世帯で複数の者が同一月に医療機関で受診した場合や、ひとりで複数の医療機関で受診したり、同一の医療機関で入院と外来で受診したりする場合、自己負担額は世帯合算できる。

(2) 1

正しい。保険料の免除・納付猶予や学生納付特例の承認を受けた期間の保険料については、後から納付（追納）することにより、老齢基礎年金の年金額を増やすことができる。

(3) 1

正しい。老齢厚生年金の繰上げを請求する人は、老齢基礎年金も同時に繰上げ請求しなければならない。なお、繰下げについては、老齢厚生年金と老齢基礎年金でそれぞれ選択できる。

(4) 2

確定拠出年金の個人型年金の老齢給付金を一時金で受け取った場合、退職所得として所得税の課税対象となる。退職所得控除の金額は掛金を拠出した期間に連動する。なお、年金として分割受取する場合は雑所得となる。

(5) 2

日本政策金融公庫の教育一般貸付（国の教育ローン）の用途は、入学金や授業料だけでなく、定期代やパソコン購入費など幅広い。

(6) 1

正しい。少額短期保険業者・共済・特定保険業者等と締結した保険契約は、保護機構による補償の対象ではない。なお、保護機構は、保険業法に基づいて設立した法人であり、国内で事業を行う全ての生命保険会社・損害保険会社が会員として加入している。

(7) 2

一時払終身保険を解約した場合は、経過年数によって解約返戻金額が一時払保険料相当額を下回ることがある。

(8) 1

正しい。地震もしくは噴火またはこれらによる津波を原因とした建物や家財の損害を補償するためには、火災保険とセットで地震保険に加入必要がある。なお、地震保険の対象は居住用建物および家財にかぎる。

(9) 1

正しい。人身傷害補償保険では、自己の過失割合にかかわらず、保険金額を限度に実際の損害額が補償される。つまり、自己の過失であるため、相手から補償されない過失部分について自身が加入する保険会社から支払ってもらえる。

(10) 2

所得税において、個人が支払う地震保険の保険料は、5万円を限度として年間支払保険料の全額が地震保険料控除の対象となる。

【地震保険料控除の適用限度額】

	地震保険料	
	年間の支払保険料	年間の控除限度額
所得税（国税）	50,000円まで	保険料の全額
	50,000円超	一律50,000円
住民税（地方税）	50,000円まで	保険料の1/2
	50,000円超	一律25,000円

(11) 2

全国企業短期経済観測調査（日銀短観）は、日本銀行が全国の約1万社の企業を対象に四半期ごとに実施しており、「企業が自社の業況や経済環境の現状・先行きについてどうみているか」に加えて、「売上高や収益、設備投資額といった事業計画の実績・予測値など」について調査している。企業間で取引されている財に関する物価の変動を測定した指標は、企業物価指数のことである。

(12) 1

正しい。インデックス型投資信託は、日経平均株価や東証株価指数（TOPIX）などの指標をベンチマークとして連動するよう運用される。運用コストが相対的に低く、信託報酬が低水準に抑えられているという特徴がある。一方、アクティブ型投資信託は、ベンチマークを上回るパフォーマンスをめざす。

(13) 2

企業の格付が引き下げられた（信用リスクが上昇）場合、一般に、その債券価格は下落し、利回りは上昇する。反対に信用リスクが低下すると、債券価格は上昇し、利回りは低下する。

《債券格付けの定義と記号（S & P社の場合）》

格付け	意 味	投資適格性
A A A	元利金支払いの確実性は最高水準	投資適格債
A A	確実性はきわめて高い	
A	確実性は高い	
B B B	現在十分な確実性があるが、将来環境が大きく変化した場合その影響を受ける可能性がある	
B B	将来の確実性は不安定	投資不適格債 (投機的債券) ＝ハイ・イールド債
B	確実性に問題がある	
C C C	債務不履行になる可能性がある	
C C	債務不履行になる可能性がかなり高い	
C	債務不履行になる可能性が極めて高く、当面立ち直る見込みがない	
D	債務不履行に陥っている	

低

↑

信用リスク

↓

高

低

↑

利回り

↓

高

高

↑

価 格

↓

低

(14) 2

外貨預金の預入時に、預金者が円貨を外貨に換える際に適用される為替レートは T T S、預金者が外貨を円貨に換える際に適用される為替レートは T T B である。

(15) 1

正しい。預金保険制度により、定期預金や利息の付く普通預金などの一般預金等は、1 金融機関ごとに預金者 1 人当たり元本1,000万円までとその利息等が保護される。外貨預金、譲渡性預金、金融債（募集債及び保護預り契約が終了したもの）などは保護の対象外である。

(16) 2

退職手当等の支払を受ける個人が「退職所得の受給に関する申告書」を提出しない場合、退職所得控除は適用されず、退職手当等の金額につき20.42%の税率による源泉徴収が行われるため確定申告を行い精算する。

(17) 2

所得税において、N I S A口座内で生じた上場株式の譲渡損失は、N I S A口座以外（特定口座など）で生じた上場株式等の譲渡益や配当等と損益通算することや繰越控除することはできない。

(18) 1

正しい。夫が自己と生計を一にする妻その他の親族（子など）の負担すべき社会保険料を支払った場合には、その支払った金額を夫の社会保険料控除の対象にできる。

(19) 2

所得税における基礎控除の額は、納税者本人の合計所得金額に応じて表のとおりとなる。

納税者本人の合計所得金額	控除額
2,400万円以下	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円
2,500万円超	0円

(20) 2

不動産所得のみを有する青色申告者は、5棟10室を目安に事業的規模にあたる場合は、最高65万円の青色申告特別控除の適用を受けることができる。事業的規模でない場合は、10万円の適用になる。

(21) 2

不動産の登記事項証明書は、登記事項を広く社会に公示するという性質上、当該不動産の所有者に限らず誰でも手数料を納付すれば交付請求できる。なお、固定資産課税台帳の閲覧は、納税義務者本人・同居の家族・借地人・借家人など限られた者にしか認められない。

(22) 2

買主が売主に解約手付を交付した場合、当事者の一方が契約の履行に着手するまでの間であれば、買主はその手付を放棄し、売主はその倍額を償還して、契約を解除することができる。同額の償還ではない。

(23) 1

正しい。借地借家法において、事業用定期借地権等は、専ら事業の用に供する建物の所有を目的とするものである。居住用建物は除く。

区分	普通借地権	定期借地権			
		一般定期借地権	事業用定期借地権		建物譲渡特約付借地権
			短期型 (2項)	長期型 (1項)	
建物の用途	制限なし	制限なし	専ら事業の用に供する建物に限る (居住用建物は除く)		制限なし
存続期間	30年以上	50年以上	10年以上 30年未満	30年以上 50年未満	30年以上
借地権契約の更新	最初の更新 : 20年以上 その後 : 10年以上	なし			
借地関係の終了	法定更新がある	期間満了	期間満了		建物所有権が地主に移転したとき
契約方式	制限なし	公正証書等の書面	公正証書に限る		制限なし

(24) 2

市街化区域内は原則1,000㎡以上（条例で300㎡まで引き下げ）の開発行為について許可が必要になる。なお、市街化調整区域内で行う開発行為については、その規模にかかわらず、都道府県知事等の許可を受けなければならない。

【規制対象規模（都市計画区域）】

線引き都市計画区域	市街化区域	1,000㎡（三大都市圏の既成市街地、近郊整備地帯等は500㎡）以上 ※都道府県知事等が条例で300㎡まで引き下げ可
	市街化調整区域	原則として全ての開発行為
非線引き都市計画区域		3,000㎡以上 ※都道府県知事等が条例で300㎡まで引き下げ可

(25) 2

譲渡した土地や建物の所有期間が、譲渡年（2020年）の1月1日現在で5年を超えるかどうかにより、長期か短期かに区分され適用する税率も異なる。取得日が2015年10月1日であれば所有期間は4年3カ月であり5年を超えない。したがって、短期譲渡所得に区分される。

(26) 1

正しい。例えば口頭による贈与契約の場合、履行していない部分の贈与は、各当事者が解除をすることができる。書面による場合は履行していない部分についても解除することができない。

(27) 1

正しい。直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税枠と、相続時精算課税非課税枠2,500万円は、併用して適用できる。

【直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税】

(消費税率が10%である場合)

※表内の()は相続時精算課税制度を併用した場合の非課税枠

住宅用家屋の新築等に係る 契約の締結日	省エネ等住宅	左記以外の住宅
2020年4月1日 ～2021年3月31日	1,500万円 (併用：4,000万円)	1,000万円 (併用：3,500万円)
2021年4月1日 ～2021年12月31日	1,200万円 (併用：3,700万円)	700万円 (併用：3,200万円)

(28) 1

正しい。公正証書遺言をするためには、遺言者の真意を確保するため、証人2人の立会いが義務づけられている。推定相続人および受遺者と、これらの配偶者及び直系血族推定相続人はその証人となることができない。また、未成年者や公証人の配偶者・四親等内の親族・書記及び使用人も証人になることができない。

(29) 2

「配偶者に対する相続税額の軽減」とは、実際に取得した正味の遺産額が、次の金額のどちらか多い金額までは配偶者に相続税はかからない制度のこと。適用して相続税がゼロになる場合でも、相続税の申告書は提出する必要がある。

- ・ 1億6千万円
- ・ 配偶者の法定相続分相当額

(30) 1

正しい。契約者と被保険者が異なる場合、契約者が亡くなった後も、契約者を相続することにより保険契約は存続する。その場合、保険契約の相続税評価額は解約返戻金の額になる。

【第2問】

(31) 2

元利均等返済でローンを組む場合の毎年の返済額を求める算式は、「借入金額×資本回収係数」となる。

$$300\text{万円} \times 0.2184 \text{ (利率 } 3\% \cdot \text{ 期間 } 5\text{ 年の資本回収係数)} = \underline{655,200\text{円}}$$

(32) 1

1日あたりの支給金額
＝支給開始日以前の継続した12カ月間の各月の標準報酬月額を平均した額÷30×2/3

支給期間は、支給を開始した日から1年6カ月である。支給開始以降に途中で出勤しても、支給を開始した日から起算して1年6カ月の期間は変わらない。連続して休んだ初めの3日間（待期期間）は支給されない。

(33) 3

国民健康保険の被保険者（一定の障害の状態にない）は、原則として、75歳の誕生日当日から後期高齢者医療制度の被保険者となる。

(34) 3

雇用保険の基本手当を受給するためには、原則として、離職の日以前2年間に被保険者期間が通算して12カ月以上あることなどの要件を満たす必要がある。倒産、解雇および雇止めなど特定受給資格者又は特定理由離職者については、離職の日以前1年間に、被保険者期間が通算して6カ月以上あることが要件となる。

(35) 2

厚生年金保険の被保険者期間が原則として20年以上ある者が、老齢厚生年金の受給権を取得した時点で、生計を維持されている65歳未満の配偶者または18歳到達年度の末日までの子がいる場合に加算される給付が加給年金である。

【生計維持、生計同一関係の認定基準】

- ① 同居（別居の場合は仕送りをしているなど健康保険の扶養親族である等）
- ② 加給年金額等対象者は、前年の収入が850万円未満（または所得が655万5,000円未満）

(36) 2

保険料＝純保険料＋付加保険料

- ・純保険料：保険会社が将来の支払いに備えている財源になる
- ・付加保険料：保険会社の人件費や、広告宣伝費等の経費にあてる

(37) 2

契約貸付制度は、解約払戻金の所定の範囲内で保険会社が資金を貸付ける制度のこと。貸付金には所定の利息がかかり、返済されない場合に保険契約が失効または解除となることがある。

(38) 2

地震保険の保険金額は、火災保険の保険金額の30%～50%、ただし表のとおり上限あり。

保険の対象	保険金額（上限）
居住用建物	5,000万円
家財	1,000万円

(39) 1

【自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）の被害者1人当たりの保険金の支払限度額】

- ・死亡の場合 : 3,000万円
- ・後遺障害の場合 : 障害の程度に応じて最高で4,000万円
- ・自賠責保険の補償範囲: 対人賠償のみ（本人のケガや物損事故は対象外）

(40) 3

対人賠償保険から受け取った保険金は、非課税とされる。

- ・非課税: 賠償保険金・入院給付金・通院給付金・手術給付金・特定疾病給付金
リビング・ニーズ特約の保険金など
- ・課税: 死亡保険金・生存保険金・満期保険金・解約返戻金・介護保険金など

(41) 1

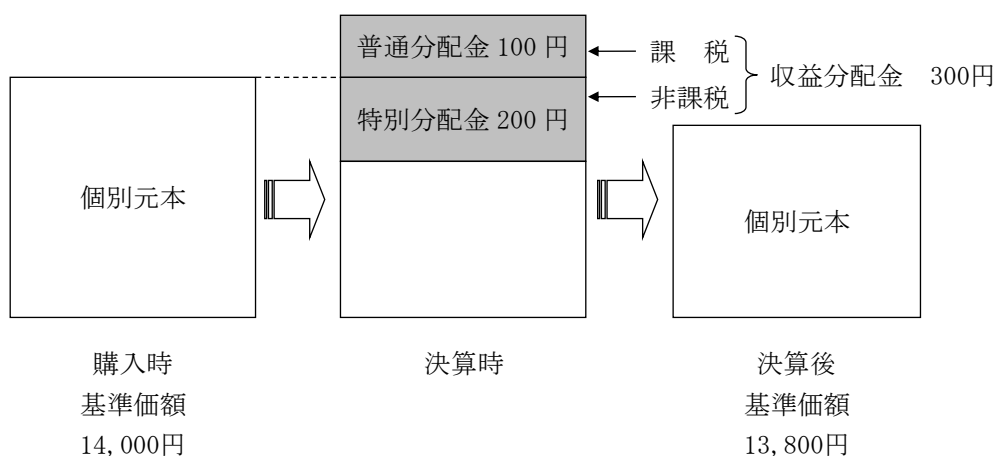
GDPには「名目GDP」と「実質GDP」がある。

- ・名目GDP: GDPをその時の市場価格で評価したもので、物価の変動を反映した数値
- ・実質GDP: 名目GDPから物価の変動による影響を差し引いたもの
- ・GDPデフレーター: $\text{名目GDP} \div \text{実質GDP}$
1以上は、物価が上昇（インフレ）していることを示す。

(42) 2

追加型株式投資信託を基準価額1万4,000円で1万口購入した後、最初の決算時に1万口当たり300円の収益分配金が支払われ、分配落ち後の基準価額が1万3,800円となった場合、その収益分配金のうち、普通分配金は100円であり、元本払戻金（特別分配金）は200円である。

【収益分配支払後の基準価格<個別元本>】



(43) 2

個人向け国債は、適用利率の下限が年0.05%とされ、購入単価は最低1万円から1万円単位である。

償還期限	10年	5年	3年
金利	変動金利	固定金利	固定金利
発行月 (発行頻度)	毎月 (年12回)		
購入単位	1万円単位 (最低1万円)		
利払い	半年ごと		
金利設定方法	基準金利×0.66	基準金利－0.05%	基準金利－0.03%
金利の下限	0.05%		
中途換金	原則として、発行から1年を経過しなければ換金できない		

(44) 2

所有期間利回りとは、債券を償還期限（満期日）まで保有せず途中で売却した場合の利回りのことである。

$$\begin{aligned}\text{所有期間利回り (\%)} &= \frac{\text{クーポン} + \frac{\text{売却価格} - \text{買付価格}}{\text{所有期間 (年)}}}{\text{買付価格}} \times 100 \\ &= \frac{2.0 + \frac{102 - 103}{2}}{103} \times 100 \approx \underline{1.46\%}\end{aligned}$$

(45) 3

$$\text{P E R (株価収益率)} = \frac{\text{株価}}{1 \text{株当たり純利益}}$$

$$\text{X社のP E R} = \frac{1,200\text{円}}{80\text{円}} = \underline{15\text{倍}}$$

$$\text{P B R (株価純資産倍率)} = \frac{\text{株価}}{1 \text{株当たり純資産}}$$

$$\text{X社のP B R} = \frac{1,200\text{円}}{800\text{円}} = \underline{1.5\text{倍}}$$

(46) 3

税金には国税と地方税がある。

- ・ 国税 : 相続税・贈与税、登録免許税、印紙税など
- ・ 地方税 : 固定資産税、不動産取得税、事業所税、都市計画税など

(47) 3

国内において支払を受ける預貯金の利子は、原則として、所得税および復興特別所得税と住民税の合計で20.315%の税率による源泉分離課税が適用されているため、確定申告をする必要はない。

・所得税	: 15%	}	<u>20.315%</u>
・復興特別所得税	: 0.315% (15%×0.021)		
・住民税	: 5%		

(48) 1

2016年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物の減価償却方法は、定率法を選択することはできない。定額法である。

(49) 1

【住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の適用要件】

- ① 返済期間（償還期間）が10年以上の住宅ローンで取得等したこと。

② 住宅の建築、取得、増改築をしたこと。

＜住宅の要件＞

 - ・床面積が50㎡※以上であること。
 - ・中古住宅は、築後20年（耐火建築物は25年）以内、または新耐震基準に適合していること。
 - ・増改築は工事費用が100万円を超えること。
 - ・店舗兼住宅は、居住用部分が2分の1以上あること。

③ 取得後6カ月以内に居住し、適用を受ける各年の12月31日まで引き続き居住していること。

④ 適用を受ける年の合計所得金額が3,000万円以下であること。

※床面積が40㎡以上50㎡未満の場合は、適用を受ける年の合計所得金額が1,000万円以下に限る（2021年度 改正）

(50) 3

給与所得者のうち、医療費控除・寄付金控除・雑損控除は、所得税の確定申告をしないと適用を受けることができない。

【必ず確定申告をしなければならない給与所得者】

- ① 給与の収入金額が2,000万円を超える者
- ② 給与所得や退職所得以外の所得金額（収入金額から必要経費を控除した後の金額）の合計額が20万円を超える者
- ③ 2か所以上から給与の支払を受けている者 など

(51) 2

建築基準法上、原則として、第一種低層住居専用地域内にホテルを建築することができない。共同住宅や老人ホームは、全ての用途地域で建築できる。

(52) 1

【建築基準法第42条第2項によるみなし道路】

都市計画区域内にある幅員4m未満の道路であり、原則として、その中心線からの水平距離で2m後退した線がその道路の境界線とみなされる。

(53) 1

【住宅用地の課税標準額（特例）】

	小規模住宅用地 (200㎡以内)	その他の住宅用地 (200㎡超)
固定資産税	価格の <u>6分の1の額</u>	価格の3分の1の額
都市計画税	価格の3分の1の額	価格の3分の2の額

(54) 3

マイホーム（居住用財産）を売った場合は、所有期間の長短に関係なく譲渡所得から最高3,000万円まで控除できる「3,000万円の特別控除」の特例がある。ただし、住まなくなった日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに売するなど要件がある。

(55) 2

$$\begin{aligned}\text{純利回り（NOI利回り）} &= \frac{\text{年間収入} - \text{費用}}{\text{投資総額}} \times 100 \\ &= \frac{1,000\text{万円} - 350\text{万円}}{10,000\text{万円}} \times 100 \\ &= \underline{6.5 (\%)}\end{aligned}$$

(56) 3

【暦年課税と相続時精算課税制度の比較】

	暦年課税	相続時精算課税制度
贈与税の計算	(贈与額－110万円) × 累進税率※ ※10～55%の8段階 特例贈与と一般贈与で異なる	(贈与額－2,500万円) × <u>一律20%</u>
贈与税条件	誰でも	60歳以上の父母・祖父母 ⇒20歳以上の子・孫への贈与 (贈与の年の1月1日現在の満年齢)
相続税との関係	相続開始前3年以内の贈与は相続税の課税価格に加算	相続税の計算時に贈与税は精算 (相続財産評価は贈与時の時価)
贈与税の納税	暦年課税	<u>特別控除2,500万円を超えた場合は、贈与時に納税して、相続時に精算する</u>

(57) 1

Aさんには子がない。したがって、第一順位の相続人はいないことになる。相続人の組み合わせが「配偶者と直系尊属」の場合、妻Bさんの法定相続分は2/3、父Cさんおよび母Dさんの法定相続分はそれぞれ $1/3 \times 1/2 = \underline{1/6}$ である。

(58) 1

死亡保険金の受取人が相続人（相続を放棄した人や相続権を失った人は含まない）である場合、死亡保険金には非課税の適用がある。相続人以外の人が取得した死亡保険金には非課税の適用はない。

$\text{非課税限度額} = \underline{500\text{万円}} \times \text{法定相続人の数}$
--

(59) 1

【相続税額の2割加算の対象】

① 「被相続人の配偶者、父母、子、代襲相続人」ではない人

（例：被相続人の兄弟姉妹や、甥、姪など）

② 孫養子（ただし、代襲相続人ではない）

(60) 3

所有する土地に建築した家屋を他に貸し付けている場合の土地を貸家建付地という。

● 貸家建付地の価額＝自用地価額－自用地価額×借地権割合×借家権割合×賃貸割合

$$= 5,000\text{万円} - 5,000\text{万円} \times 70\% \times 30\% \times 100\%$$
$$= 5,000\text{万円} - 1,050\text{万円}$$
$$= \underline{3,950\text{万円}}$$